議員特別研修実施報告書

| 報告議員名 | 土田 百合子 | 報告日 | 平成30年12月20日 |
|------------------|--|---|--|
| 調査研究・研修等 名 称 | 第33回 議員の学校(NPO法人 多摩住民自治研究所) | | |
| 実施日 | 平成30年 8月8日~9日 | | |
| 会場 | 都立多摩図書館 | | |
| 調査研究・研修等の 概 要 | 【1日】 「小さなたの命と格和をおっているという。 では、これでは、日本ののののでは、日本のでは、日本のでは、日本のでである。 「日本のでは、日本のでは、日本のででのでは、日本のでのでのでのでのでのでは、日本のでのでのでのでのでのでのでのでのでで、これでである。 「日本のでのでのでのでは、日本のでのでのでのでのでのでのでで、「日本のでのでのでで、「日本のでで、「日本のでで、「日本のでで、「日本のでで、「日本のでで、「日本のでで、「日本のでで、「日本のでで、「日本のでで、「日本のでで、「日本のでで、「日本のでで、「日本のでで、「日本のでで、「日本のでで、「日本のでで、「日本のでで、「日本のででは、「日本のでで、「日本のでは、「日本のでで、「日本のでは、「日本のでで、「日本の | 条考会学育黒しかで格 、もは含つ る効状までの、と府と約え、名学区、。の利 子へ、めい 条しにたおか本がにをか現の教児5るさどら も虐た子考 は日いにまの査子しり | ではいる。 ではいるな にはいるな にはいるな にはいるな にはいるな にはいるな にはいるな にはいるな にはいるな にはいるな にはいる。 には、いる。 には、。 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 |

社会の環境が危機的であることを指摘されており、子ども期の貧困 化や、子どもの生活と遊びについて(子どもの自由世界)の縮小が 進んでいること、多様化する家族と「子育て力」の衰弱・崩壊など が上げられております。

具体的には1点目に、子育で観における「学校教育中心主義」「教育優先主義」の歪みについては、「教育虐待には、激しい虐待と緩やか教育虐待があり、緩やかな教育虐待の視点から見ると、日本中のすべての子どもが緩やかな虐待の中にあるという指摘です。目黒区の5歳の女の子の問題は、遠い彼方にある特殊な問題ではなく、身近な問題として捉え子どもの人権を真剣に考える時であると考えます。

2点目に、〈教育〉の肥大化と見失われる4つの権利と4つの〈育〉として、

- ①福祉の権利(生存権・生活権—安心して命と暮らしが守られる権利) 養育児童福祉法・童福祉六法など。
- ②教育の権利(学習権・発達権―学び、理解し、成長し、自立する権利)教育基本法・学校教育法など。
- ③文化の権利(休息・余暇権―ゆっくり休み、気晴らし、楽しむ権利) 遊育子どもの権利条約第31条など。
- ④司法の権利(更生権―躓き(つまずき、失敗する権利、やり直し、立ち直る権利 <u>甦育</u>(そい)少年法など。

子どもの健全育成につながるためにはこの4つを守らなければならないとしていますが、日本の社会問題は、4つの権利の中でも学習権・教育権の比重が大きすぎることや、子どもの文化権、更生権の重要性が見失われている点などが、権利への認識が極めて薄いことが問題であると指摘されております。具体的には、文化の権利は保障されていない状況にあり、お金がかかることや家庭の経済格差、健全育成から考えると4番目の司法の権利は断ち切られ処罰の対象となっているなどです。

大切にしたい2つの権利として、「ゆっくり、のんびり、してもいんだよ。」という余暇権や、「失敗してもいんだよ。つまずいてもいんだよ。もう一度やり直して立ち直れればいんだよ。」という失敗権・更生権の視点を大事にしなければならないということです。桜梅桃李のごとく、一人一人が輝ける環境づくりを推進することが大事になるということであり、4つの権利の中でも学習権・教育権の比重が大き過ぎるとともに、その権利の主体は「子ども自身である」という認識が薄いことに問題があると。

3点目に、子ども観と子育て観の転換を考えるでは、子どもの捉え方として「未熟な子ども・児童」「学びの途上の生徒」でなく「小さな市民」「小さな住民」として捉えることが大事であるということです。

「子どもの権利条約」の子ども観―市民的自由権・社会参加権の承認では、

- ① 意見表明の権利(自分の意見をどんどん言おう)
- ② 表現の自由(言うんだ、知るんだ、伝えるんだ)
- ③ 思想・信条の自由(心の中までは誰にも決められない)
- ④ 結社・集会の自由(みんなで集まる自由・仲間と結び合う自由)

※1951年に作られた「児童憲章」が前提で子ども権利条約の子どもの「小さな市民・小さな住民」として捉える視点がある。

児童憲章は、母子健康手帳の中に児童憲章が資料として、すべて の親御さんに届いているが、読んでいないし、それが、重要と見て いない。

残念ながら子どもの権利条約は届いていない状況にあるとの指摘です。なるほど、私自身も改めて母子手帳を開いてみた所、「児童憲章」がありました。子どもを大人として、一人の人間として「子ども参加、社会参加」を大切にするという考え方は、児童憲章の所に、すでに「小さな市民」「小さな住民」としてとらえられていることをまずは、母子手帳を頂くときに、知っていただくことが大切だと感じました。

子どもの権利条約を基準にしたことによって、ますますパワーアップして、世界で考える子どものとらえ方の国際的常識となっているということです。

残念ながら日本においては、権利条約が批准されながら約30年立ちますが、普及されていないのが現状のようです。その中で、秋田県では「子ども・子育て支援条例」が平成21年4月に制定されており、当市では、「横手市子どもの権利宣言」が平成20年10月に子どもの権利を尊重するまちであることを宣言しております。宣言からすでに10年がたち、子どもを取り巻く環境は、いじめや、虐待、貧困など、目まぐるしく変わりつつあります。「横手市子どもの貧困対策推進計画」では、ひとり親世帯では431世帯のうち231世帯(53.6%)約50パーセント以上が貧困家庭にあるということです。また、貧困世帯に属する集計対象世帯員数5,620人のうち1,302人(23.2%)、という結果でありました。この調査結果を単なる計画に終わらせないことが重要であると考えます。今後、少子高齢化が進む中で、当市においても「子どもの権利条例」を制定し、取り組むべきであることをこれからも訴えていきたいと思います。

4点目に、先人の子ども観に学ぶでは、ポーランドのコルチャック先生が「子どもの権利」という概念の先駆者であるということの紹介がありました。

※コルチャック先生(ヤヌス・コルチャック/ペンネーム)は、 ポーランド人、児童文学作家で教育者である。

約100年も前に子どもの権利を当然のことであると考え、大人の 人権さえ踏みにじられた時代に、子どもを人権の主体だと主張。 コ ルチャック先生の実践の精神は、後に、ポーランド政府を介して、 1989年「子どもの権利条約」として結実し、今 もその精神を世界に 伝え続けているということであります。大人と子どもの違いはなく 「経験、知性、感性」にもとづいて生きている。大人と子どもの違いを特徴づけるのは三者のバランスの違いにあるということであり、子どもの児童憲章、権利条約は、子どもを一人の人間として「小さな市民」として捉えるコルチャックの考えをベースとして国際的な条約になっているということです。

5点目に、子ども観・子育で観の転換に向けて一「親・大人の役割 ガイドライン」の提唱については、親として、大人として、地域住 民として、かかわる時の基本的な「ガイドライン」は、子どもの権 利条約、児童憲章に視点に立つことということです。

講義2、学童保育の現場から子どもの権利を考える

(一人ぼっちの子どもをなくすために、一人ぼっちの親をなくそう)

講師;妹尾浩也 氏(三多摩学童保育連絡協議会会長) ◆子どもたちからのメッセージ

【2日目】

実践報告:議員発議による「奥州市子どもの権利条例」制定とその 後の取り組みについて

報告者:阿部加代子(奥州市市議会議員)

講義3、なぜ、いま、子どもの権利条例なのか?

権利条約採択30周年、日本批准25周年を前にして~

講師:喜多明人(早稲田大学教授)

講義4、子どもの権利条例と全年齢の子ども施策~条例のつくり方と全年齢の施策について具体的に~

講師:池上洋涌氏(自治体問題研究所理事)

講義1、 子どもの虐待死から考える現代日本の家族と子育て

講師のまとめでは、「子どもへまなざし、基本的な視点は、子どもにとって一番いい時が大原則である。子ども時代は2度と来ない。人生の中で子どもの時期は、ほんの少しであり、ゼロ歳から20までは一番、重要で特別である。来るべき将来に具えて生活を送っている子どもにとって、今の幸せを楽しむことが重要であり、将来のために今があるというより、今のためにあることが、子ども時代を充実させるポイントである。子どもの考えを聴き、失敗を温かく見守り、子育ては子どもを育てることではなく。親が育てられることであり、子どもの問題は、大人の問題、親たちの問題、社会、地域の問題であると。この講義を受けなぜ、子どもの権利条例が必要なのかを考える良いきっかけとなりました。まずは、母子手帳に児童憲章が掲載されていることの情報発信からスタートしたいと思います。そして、いまだ懲りず候の精神で「子ども条例」制定に向け挑戦してまいります。

調査研究・研修等の 成果と感想

講義2、学童保育の現場から子どもの権利を考える

学童保育の歴史を踏まえながら、子どもの人権や成長に配慮された学童保育の基本的な在り方や考え方、学童保育指導員の役割や指導員をめぐる現状と課題など、さまざまな視点から学ぶことができ大変実りある研修であった。子どもたちの安全・安心の学童保育には、専門的な知識・技能を備えた指導員が継続的・安定的に子どもにかかわることが不可欠であるが、勤務体系については、非常勤職員が中心に行われており、補助員については、半日勤務や、短時間勤務で、賃金や社会保障などの待遇が不十分な状況にある。

子どもに、安定した生活を保障するためには、「資格と配置基準」 の内容と従う基準」が必要であり、学童保育の役割や、指導員の仕事についても確認する必要がある。

また、国では、非正規職員職の在り方について、2020 年 4 月から、会計年度任用職員に移行されるというが、現状を後退させないように努力していきたい。

「遊びは子どもの主食である」とのビデオ等を通し、いきいきとした子どもたちの姿から、子どもの成長と視点に立った学童保育の必要性を感じた。大事な視点として「子どもたちの遊びと生活、その家庭への理解に基づいた専門的な知識と技能」が指導員には求められることや、子どもにとっての学童保育は、「自らのよりどころとして、通い続けることのできる毎日の生活の場」でなくてはならないことなど、今回の講義を通し多くのことを学ぶことができた。現場の状況をチェックし、学童保育の充実に向けて取り組んでいきたい。

- ※1調査研究・研修等の成果を証する書類の写しを添付してください。
- ※2調査研究・研修等に要した費用の支出を証する書類を添付してください。